

三重県警察本部訓令第9号

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	A 0 5 0 1
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成49年3月6日
担当係	組織・法制係

三重県警察職員の呼称に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月6日

三重県警察本部長 大庭 靖彦

三重県警察職員の呼称に関する訓令

警察官等の呼称に関する訓令（昭和30年三重県警察本部訓令第11号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察法第55条第1項の規定による警察官その他所要の職員の呼称について定めるものとする。

（警察官）

第2条 次の各号に掲げる階級にある警察官の呼称は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 警視 三重県警視
- (2) 警部 三重県警部
- (3) 警部補 三重県警部補
- (4) 巡査部長 三重県巡査部長
- (5) 巡査 巡査長三重県巡査又は三重県巡査

（警察官以外の職員）

第3条 三重県警察職員定員条例（昭和32年三重県条例第11号）第1条第2号に定める警察官以外の職員の呼称は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 三重県警察事務官
- (2) 三重県警察技官
- (3) 三重県警察総括技術員
- (4) 三重県警察主任技術員
- (5) 三重県警察技術員

2 臨時又は非常勤の職にある職員の呼称は、別に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日において、現に三重県警察事務吏員、三重県警察技術吏員、総括

技術員、主任技術員及び技術員の身分にある者は、別に人事異動通知を受けないときは、施行日にそれぞれ三重県警察事務官、三重県警察技官、三重県警察総括技術員、三重県警察主任技術員及び三重県警察技術員に任命されたものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現に三重県警察本部訓令の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(三重県警察職員の人事記録に関する訓令の一部改正)

- 4 三重県警察職員の人事記録に関する訓令(昭和45年三重県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1(A)中

用	務	員
書		記
事	務(技術)	吏員
先	任主事(技師)	
主		任
係	長(主査)	
課	長補佐(主幹)	

を

技	術	員				
主	任	技	術	員		
総	括	技	術	員		
事	務	官	・	技	官	
主					任	
係					長	
課	長	補	佐	(主	幹)

に、

同様式(E)中

課	主	係	主	主	事	技	書	用
長	幹	長	査	任	務	術	記	務
補					吏	吏		員
佐					員	員		

を

課	主	係	主	事	技	総	主	技
長	幹	長	任	務	術	括	任	術
補				官	官	技	技	員
佐				官	官	術	術	員
						員	員	

に改める。

(聴聞等を主催する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名に関する訓令の一部改正)

- 5 聴聞等を主催する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名に関する訓令(平成6年三重県警察本部訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号、第4条第1号及び同条第2号中「事務吏員」を「事務官」に改める。

(三重県警察の行政文書の管理に関する訓令の一部改正)

- 6 三重県警察の行政文書の管理に関する訓令(平成13年三重県警察本部訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第29号中「、事務吏員、技術吏員、」を削る。

(三重県警察における個人情報の管理に関する訓令の一部改正)

- 7 三重県警察における個人情報の管理に関する訓令(平成18年三重県警察本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「、事務吏員、技術吏員」を削る。